様式第２号（第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ※市記載欄（申込者記載不要）  両面印刷推奨 | | | |
| 受付日 |  | 受付番号 |  |

熊本市省エネルギー等推進事業補助金（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車導入補助金）

交付申込書兼実績報告書【リース事業者が貸し付けるための車両の購入用】

　　　年　　　月　　　日

熊本市長（宛）

**≪注意事項≫**

提出書類への押印は

全て同じものを使用

（訂正印を含む）

※交付決定通知後にご提出いただく請求書の押印は、こちらに押されたものと同じ印でなければ、補助金をお支払いすることができません。

必ず、こちらの押印を申込者ご自身で把握してください。

（申込者）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名 | (フリガナ) | |
|  | |
| 代表者の  役職及び  氏名 | (フリガナ) | 印  ※代表者印を押印 |
|  |
| 住所 | （〒　　　　　　－　　　　　　　） | |
| 電話  番号 | （　　　　）　　　　　－  ※日中連絡のできる電話番号を記入 | |

熊本市省エネルギー等推進事業補助金（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車導入補助金）につき、交付要綱に記載の交付条件等の全てに同意の上、次のとおり申し込みます。

○問い合わせ先（この交付申込書について、詳細が分かる方を記入してください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 問い合わせ先　※どちらかにチェック☑ | **□**申込者 | **□**手続代行者（下記へ記入） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手続代行者 | 会社名等 |  |
| 所在地 | （〒　　　　　－　　　　　　） |
| 担当者 | (フリガナ) |
|  |
| 電話番号 | 事務所：（　　　　　）　　　　　　　－  携帯：（　　　　　）　　　　　　　－ |
| 定休日☑ | □月曜　　□火曜　　□水曜　　□木曜　　□金曜 |

（１／３）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　補助金交付申込額  　※該当する項目にチェック☑ | | * １００，０００円（1台） * 借受人が法人・個人事業主の場合：   100,000円×　　　　　　台＝　　　　００，０００円 | |
| ２　申込車両の車名・型式等  ※借受人が法人・個人事業主であって、複数の補助対象車両について申込みをする場合は、右記と同じ項目を車両毎に別紙に列記し添付すること。 | | 自動車登録番号又は車両番号：熊本 | |
| メーカー： | |
| 車名（通称名）： | |
| 型　式： | |
| 使用の本拠の位置：熊本市　　　　区 | |
| 初度登録年月：　　　　　　　年　　　　　月 | |
| ３　借受人の住所及び氏名 | 住所(又は所在地) |  | |
| 氏名(又は法人名・代表者の役職氏名) |  | |
| ４　誓約事項  【借受人が個人・個人事業主のとき】  ※申込者及び法人である借受人は別途様式第２１号の提出が必要。 | | 私は、熊本市暴力団排除条例（平成２３年条例第９４号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。  また、市長の求めに応じ、補助金の交付を受けて導入した省エネルギー機器等の稼働状況その他の省エネルギー機器等に関する事項の報告等に協力することを誓約します。  借受人氏名  （自署）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 | |
| ５　リース期間 | | カ月 | |
| ６　リース料金 | | 月額（消費税抜） | 総額（消費税抜） |
| 補助金なしの場合 | | 円 | 円 |
| 補助金ありの場合 | | 円 | 円 |

＊暴力団員・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

＊暴力団密接関係者・・・事業者で次に掲げるものをいう。

　ア　法人であって、その役員又は熊本市暴力団排除規則（平成２４年規則第２８号。以下「規則」という。）で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

　イ　個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ　ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの

（２／３）

添付書類等チェックリスト☑

□補助対象車両の購入契約書等の写し

□自動車検査証の写し

□領収書の写し

□市税の滞納がないことの証明書（リース事業者、借受人双方のもの。発行３か月以内、写し可。）

※「市税の滞納がないことの証明書」が発行されない個人の借受人の場合（熊本市への転入直後等）は住民票（発行３か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載なし、写し可）の提出。

□商業・法人登記の登記事項証明書（発行３か月以内・写し可）

□役員名簿兼誓約書（様式第２１号）（リース事業者のもの及び借受人が法人の場合は双方のもの。）

□中小企業団体、商店街振興組合等の場合、各法律に基づいて設立されたことを証する書類の写

※リース事業者のもの及び借受人が該当する場合は双方のもの。）

□個人事業主の場合、税務署の受領印が押印された直近の確定申告書Ｂの写し（リース事業者のもの及び借受人が個人事業主の場合は双方のもの。）

□リース契約書の写し及びリース料金の算定根拠明細書

□申込書に記載した代表者の「役職」は登記簿の表記と同じ

※補助金の振込先口座の名義と同じ役職名でない場合、補助金の振込みができない。

（３／３）